

# おしらせHOTコーナー

## 特定健診を受けましょう

### 特定健診は11月30日(月)までです!

医療機関によっては、期間中でも今年度の受付が終了してしまう場合がありますので、事前に確認し、余裕を持って受診しましょう。

受診の際に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・受診券
- ・問診票
- ・自己負担金(500円)



問国保年金課 ☎214

## ふれあい福祉コーナー

### 里親制度を知っていますか

#### 里親とは

家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情と正しい理解をもって養育してくださる方のことです。

#### 里親の種類

- ・養育里親：家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭に迎え入れて養育する方
- ・専門里親：養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどにより専門的な援助を必要とする子どもを養育する方
- ・養子縁組を希望する里親：養子縁組によって子どもの養親になること

を希望する方

・親族里親：実親が死亡、行方不明などにより、子どもを養育する祖父母などの親族

#### 里親になるには

里親になるために、特別な資格は必要ありません。ただし、要件を満たしていなければなりませんので、詳しくは児童相談所へお問い合わせください。

#### 里親登録までの流れ

- ▼児童相談所へ相談
- ▼ご家族同意のうえ、申し込み
- ▼児童相談所による家庭訪問調査
- ▼制度に関する研修の受講

児童相談所に関する研修の受講



▼県児童福祉審議会で審議

▼認定・里親名簿に登録

里親には、子どもを養育している期間中、養育費として、里親手当、生活費、学校教材費、医療費などが、公費で支給されます(養子縁組をした養親には支給はありません)。多くの方に里親になっていただくとともに里親制度にご理解いただけるよう、ご協力をお願いします。問子育て支援課 ☎841、草加児童相談所 ☎920・4152

## 秋季全国火災予防運動

問草加八潮消防局予防課 ☎996-0660

11月9日(月)から15日(日)までの7日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。

### 全国統一防火標語 その火事を防ぐあなたに金メダル

#### 【重点目標】

- (1) 住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器の設置および維持管理)
- (2) 放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- (4) 製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進

#### 【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

—3つの習慣・4つの対策—

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対しない
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

令和2年の八潮市の火災発生件数は、9月末日現在で16件で、火災による負傷者は2人、死者はいませんでした。

住宅火災による死傷者を出さないため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、定期的に住宅用火災警報器の点検を行い、作動状況を確認してください。

## 法律相談コラム

### 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

#### 相続放棄の順番

##### 事例

私の夫が、多額の借金を負って亡くなりました。夫にはこれといった財産はありません。夫には、私と2人の子ども、両親、兄弟が親族としています。親族が夫の借金を引き継がないために、今後どのようにすればよいのでしょうか。

##### 問題点と解決策

本事例の場合、相続放棄の手続きを取ることが考えられます。相続放棄とは、亡くなった人(被相続人)の預貯金や不動産などのプラスの遺産のみならず、借金などのマイナスも含めた全ての遺産を相続しないこととするものです。相続放棄は、相続放棄申述書という書面を作成して、自分が相続人になったことを知ってから3カ月以内に被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に提出して行います。この期間を経過した場合、一部の例外的な場合を除き、相続放棄ができなくなりますのでご注意ください。

そして、本事例のように複数の相続人候補がいる場合、親族全員が相続放棄して債務を免れるためには、何度かに分けて相続放棄の申述を行う必要があります。被相続人の妻(配偶者)は、常に相続人です。被相続人に子がいる場合、子が第一順位の相続人です。そこで本事例のように被相続人に妻がいる場合、妻と子が最初に相続放棄をします。そうすると次順位の相続人の放棄へと進みます。なお、子が複数いる場合、子の一人が相続放棄をしなかったとするとその子がすべて相続し、次順位の相続人は相続人にはなりませんので、相続放棄の必要はありません。一方、仮に妻が相続放棄しなかったとしても、全ての子が相続放棄していれば、相続権は次順位の相続人へ移ります。

次に、被相続人の両親(直系尊属)が第二順位の相続人ですので、本事例のように被相続人の両親がいる場合には、被相続人の両親が相続放棄をします。そして、被相続人の兄弟姉妹が第三順位の相続人ですので、本事例のように被相続人の兄弟がいる場合には、被相続人の兄弟が相続放棄をすることになります。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 中村毅人(弁護士)

## 図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

#### ■一般書

「ハリネズミは月を見上げる」 あさのあつこ 著

「僕の神さま」 芦沢央 著

「アンダードッグス」 長浦京 著

「夢魔の牢獄」 西澤保彦 著

「口福のレシピ」 原田ひ香 著

「ぴりりと可楽!」 吉森大祐 著

#### ■児童書

「スマホとゲーム障害」 内海裕実 監修

「AIロボット、ひと月貸します!」 木内南緒 作 丸山ゆき 絵

「だいぶつままおまつりです!」 中川学 文 荻田澄子 ぶん

「ひょうたんとかえる」 西條八十 作 殿内真帆 絵

「いろりからでできたくろいて」 西本鶏介 文 星野イクミ 絵

#### ■11月の上映会の日

○八條図書館

▼児童向け11日(日)・23日(祝) 午前11時

▼一般向け11日(日)・29日(日) 午後2時

○八幡図書館

▼児童向け11日(日)・22日(日) 午後2時

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

#### ■11月の休館日

八幡・八條図書館 2日(月)・9日(月)・16日(月)・24日(火)・30日(月)

駅前出張所図書窓口 毎週土・日曜日、3日(祝)・23日(祝)

八幡 ☎995-6215 八條 ☎994-5500